

2020年5月14日

各 位

会 社 名 セイコーエプソン株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 恭範
(コード番号 6724 東証第1部)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2017年6月28日開催の定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の更新について株主の皆様のご承認をいただき現在に至っております。

本プランの有効期間は、2020年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっておりますが、本日開催の取締役会において、この有効期間満了をもって本プランを継続しないことを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）を定めるとともに、本基本方針に照らして不適切な者による会社の支配を防止するための取り組みの一つとして、本プランを導入・継続してまいりました。

本プランの有効期間満了を迎えるにあたり、買収防衛策を巡る近時の動向や、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見などを踏まえ、慎重に検討を重ねた結果、本日開催の取締役会において、2020年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時をもって本プランを継続しないことを決定いたしました。

なお、本プランの廃止後も、中長期的な企業価値の向上に全力をあげてまいります。また、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上する観点から、当該大量取得行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な期間および情報の確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

以 上